

東京オリンピック・パラリンピックの準備として都庁の屋内禁煙化を！

大和 浩 産業医科大学 産業生態科学研究所教授

はじめに

本リレー情報の1回目で、世界保健機関(WHO)と国際オリンピック協会(IOC)により、オリンピック・パラリンピック大会は屋内全面禁煙の国・都市で開催することが求められていること、2004年のアテネ大会以降の大会は、すべて屋内禁煙法・条例が施行された上で行なわれてきたことの解説があった。また、2014年8月の報道番組に出演した舛添知事が、受動喫煙防止条例について「議会を通せばできま

すので、やりたい」と前向きな姿勢を示したところ、すぐさま都自民党から「分煙でよし」の緊急要望があったこと、条例化を検討する6回の委員会での「2018年までに条例化を検討する」と先延ばしになったこと、逆に、宿泊・飲食施設に喫煙室を設置することに助成制度を始めた経緯が示されたことの解説があった。東京都

都道府県庁の屋内禁煙化

条例の検討の前にやるべきこと、それは、都庁の屋内禁煙化である。

産業医科大学では、厚生労働科学研究として、2008年から47都道府県庁の屋内禁煙化のモニタリングを行ない、ホームページにその一覧表を掲載している。地域の中心的存在である都道府県庁の屋内が禁煙化されれば、周囲の市町村の屋内禁煙化が進み、それが周囲の職場の禁煙化に拡がることを期待しているからである。

2015年7月時点で、都道府県庁の屋内に喫煙室が残っているのは群馬県、東京都、石川県、岐阜県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県のみである。

都庁は規模が大きいため31カ所も喫煙室(喫煙可能な喫茶店を含む)がある。都の喫煙対策に問題意識を持つ音喜多駿議員の協力を得て、市民として立ち入ることができる都庁の喫煙室、喫煙可能な喫茶店での受

動喫煙の実態を調査した。なお、測定はタバコの燃焼により発生する微小粒子状物質(PM_{2.5})の連続測定を行なった(中国からの越境汚染で問題となったPM_{2.5}であるが、タバコの燃焼で発生する煙もPM_{2.5}である)。

この調査の目的は、①タバコ煙による汚染を数値化することで都庁内の受動喫煙が問題となり、②都庁の屋内禁煙が実施され、③飲食店等のサービス産業を含めて禁煙とする都条例の成立を促すことであり、調査報告書はホームページで公開されている①。

(1) 第一本庁舎3階の喫煙室

都民情報ルームがあり、また、渡り廊下もあるため市民の往来も多い場所に写真1に示す喫煙室がある。出入口にドアはなく、排気風量も不足しているため、喫煙室の中は劣悪



東京都庁前広場



写真1 第一本庁舎3階喫煙室

な環境であり、喫煙者が退出するたびにタバコ煙が漏れ、周囲の廊下がPM_{2.5}で汚染されていることが認められた。2009年に環境省が「一人の健康

観光客が多数訪れる展望喫茶店でPM2.5が上昇。



写真3 第一本庁舎 32階の展望喫茶店

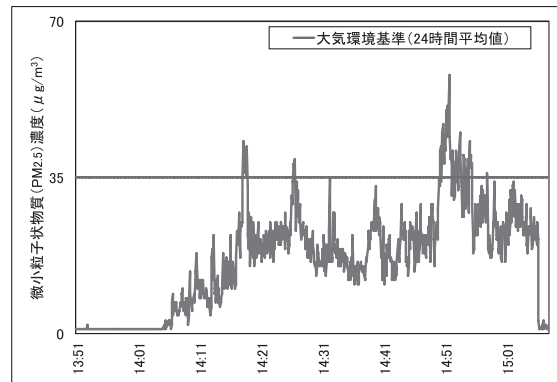


図3. 第一本庁舎 32階喫茶店の受動喫煙

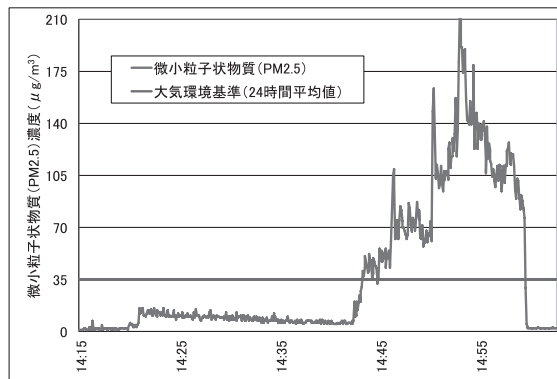


図4. 第一本庁舎 25階喫茶店の受動喫煙 (2014年10月時点)



写真4 第一庁舎 25階の喫茶店

(3) 第一本庁舎32階
グリーンハウス

写真3から分かるように、観光客が訪れる見晴らしの良い展望喫茶店である。14時からの喫煙タイムになるのを待ちかねたかのように喫煙が始まり、広い店内のPM2.5がゆるやかに上昇した。

(4) 第一本庁舎…25階喫茶店

全席喫煙可能であり店内が狭いため、喫煙が始まるとPM2.5は図4のように急上昇し、大気環境基準(24時間平均値)の6倍に達した。タバコを吸わない利用者の受動喫煙として、また、このような場所で働く従業員の健康問題としても取り上げねばならない。なお、都庁のホー

(2) 都民ホール

都民ホールの前には写真2のよう

ない。



写真2 都民ホール前の喫煙室

を保護する上で維持することが望ましい基準」として示したPM2.5濃度の1日平均値は35μg/m³である。24時間の平均値と、このような短時間の測定結果を直ちに比較することはできないが、グラフの横線は35μg/m³刻みに統一している。

な喫煙室がある。内部は劣悪な環境にあり、そこから喫煙者が退出するたびにタバコ煙がロビーに漏れていることが認められた。写真2に写っている人物は、ストラップから都庁職員であった。

勤務時間中にこのような場所に居ることは職場離脱であり、地方公務員法第35条職務専念義務に違反するという観点からも問題視せねばならない。

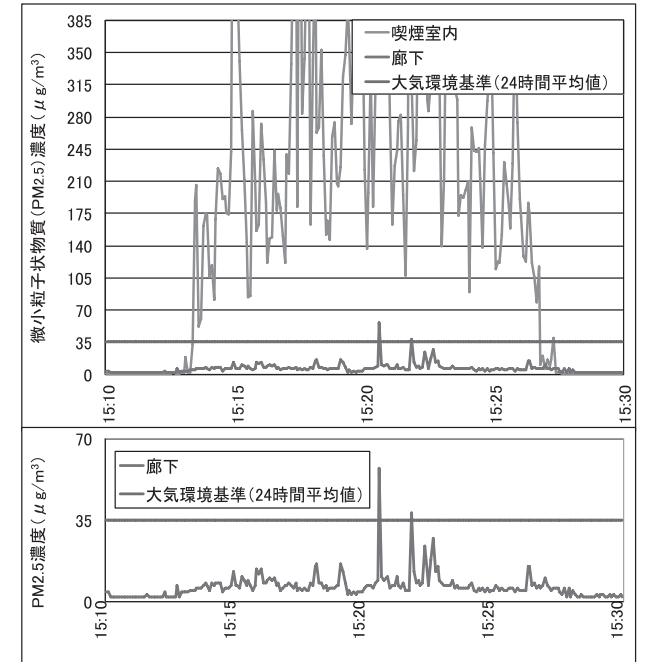


図1. 第一本庁舎3階喫煙室からの漏れ

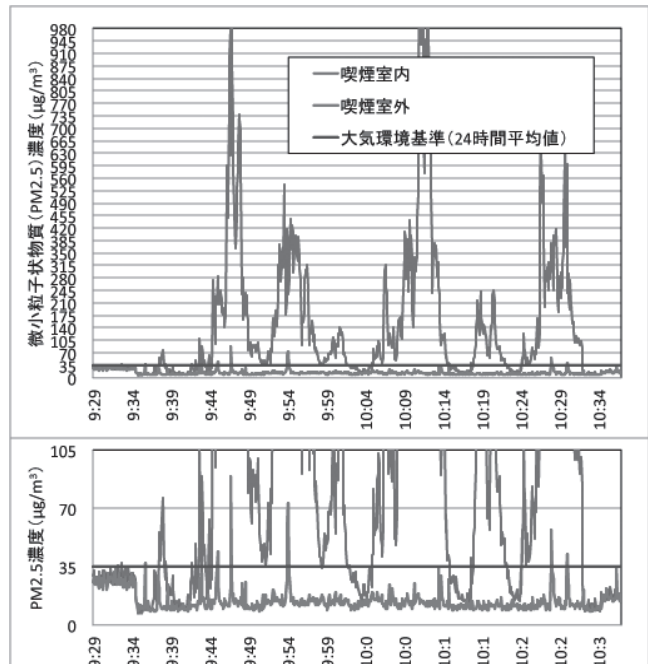


図2. 都民ホール前ロビーの喫煙室からの漏れ

E-Mail Facebook Twitter で 東京を禁煙都市にする 国民運動に参加下さい。

1964年の東京五輪の時代は成長期の日本。今より貧しかったが、日本人は世界一勤勉実直で知られ、国も人も誠実に真剣に夢と希望を懐いて歩んでいた。五輪は夢の実現の一つだった。五輪に向かって大人は輝いていた。それは当時中学生だった私でも感じられた。

それがどうだ。2020年の東京五輪に向けて、新国立競技場、エンブレム……白紙撤回が続く。莫大な税金と時間の無駄に怒り心頭だ。白紙撤回に至った経緯を知れば知るほど、呆れてしまう。慎重さに欠け、軽いノリを感じてしまう。社会も人も1964年とは良くも悪くも変わってしまった。

さて、ここに来て私は3つ目の白紙撤回を危惧する。東京のタバコ問題だ。五輪が完全禁煙にならず、東京の町に喫煙所があちこち置かれるようであれば、世界の物笑いだ。これまで開催国は五輪を機に完全禁煙に踏み切っている。しかるにこの国は、いまだ分煙でお茶を濁そうとしている時代遅れの輩がいて、東京の受動喫煙防止条例さえ決まらない体たらくだ。

もし灰皿付き五輪で可としようものなら、世界の批判にさらされて、たちまち分煙を白紙撤回して完全禁煙とするなんてことになるだろう。恥ずかしい思いをする前に、当たり前禁煙にする勇気を持ってほしい。

山本由美子（吹田市）

室がある。この場所の測定は行っていないが、図2、図3と同じ構造であり、漏れがあることは容易に想像できる。トイレを利用する観光客、特に外国人観光客からどのような眼で見られることか。

(6) 都議会4階喫煙室

特徴的な曲線のある廊下に面して写真6に示す喫煙室があり、撮影時たまたま清掃作業が行なわれていた。作業中にも喫煙が行われます

か？」と聞いたところ「はい」という回答であった。このような場所で働く人達の職業的、かつ、高濃度の受動喫煙の暴露を問題にせねばならない。

おわりに

ここで紹介した市民として立ち入ることが可能な場所以外にも、音喜多議員のホームページでは「廊下などの公共スペースを除き、委員会室や控え室は喫煙可」であることが写

（真入りで紹介されている②）

委員会室や議員控え室には都庁職員、各党の秘書、速記者、新聞記者などが仕事として立ち入る場所であり、職業的な受動喫煙の原因となる。東京都受動喫煙防止条例を検討する前に、自分たちの足元から屋内全面禁煙化を検討すべきである。

参考

(1) 受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究
<http://www.tobacco-control.jp/>

(2) 都政をアップデートする（おとぎた駿のホームページ）
<http://otokitashun.com/blog/logikai/5631/>



写真5-1 第一庁舎44階の喫煙室

(5) 第一本庁舎
展望フロア(45階)用の喫煙室
都庁ホームページで「2022メートルの高さから街を一望」と紹介され、かつ、入場は無料であるため観光名所となっている。45階の展望フロアに喫煙室はないが、トイレのある44階に写真5-1、2に示す喫煙室がある。



写真5-3 トイレ前で喫煙所を案内



写真5-2 同44階の喫煙室



写真6 都議会4階の喫煙室とそこで働く清掃業者

